

## 津市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項、第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

平成23年3月8日

津市監査委員	渡	邊	昇
津市監査委員	駒	田	修一
津市監査委員	山	崎	正行
津市監査委員	田	矢	修介

### 記

#### 第1 監査の対象

監査の対象は、次の財産区における平成22年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、平成21年度も対象とした。

- 1 榊原財産区（所管部局：久居総合支所地域振興課、榊原出張所）
- 2 河内財産区（所管部局：芸濃総合支所地域振興課）
- 3 波瀬財産区（所管部局：一志総合支所地域振興課、波瀬出張所）

#### 第2 監査事務の引継ぎ

当該報告の決定については、議員のうちから選任された監査委員の杉谷育生、岡幸男がその合議に関与したものであるが、それぞれ平成23年2月15日付けで退任し、同月16日付けで新たに議員のうちから選任された監査委員の山崎正行、田矢修介が当該報告を提出することについて、それぞれ事務を引き継いだ。

#### 第3 監査の期間

監査の期間は、平成22年12月14日から平成23年2月10日までである。

#### 第4 監査の方法

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、財産区の所管部局から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

## 第5 監査の結果

監査の結果、榊原財産区、河内財産区及び波瀬財産区における財務及び事務の執行について、特に指摘する事項はなかった。